

遺言書作成支援のご案内

「愛する家族のために」今のうちに遺言書を作成しておくことをお勧めします。

お勧めするワケ・作成のメリット

1. 「相続」が「争続」にならないために。亡くなった方の遺産を廻って相続争い（相続トラブル）が起きる事例は少なくありませんが、その中には遺言書があれば争いは起きなかつたであろう事例も多々あります。遺言書を作成しておくことで、親族間の相続争いを予防できたり、争いを小さくできます。
2. 遺言書として、書面に残すことで、故人の思いを相続人に明確に伝えることができます。（口頭でいい伝えることは、遺言書としては法律的に無効であり、トラブルを招くこともあります。）
3. 遺言書でしか実現できないことがあります。例えば、相続人以外の人に財産を譲りたい、寄付したい等は、遺言書でないとできません。
4. 遺産（不動産・預貯金口座・株式などの有価証券など）の名義変更がスムーズに実現できます。遺言書がなければ、相続人全員による遺産分割協議等の煩雑な手続を踏まなければならず、時間もかかります。

遺言書Q & A

Q 1. 「遺言書」と「遺書」は、何が違うのですか？

A 1. 「遺言書」は、法定の厳格な要件を備えた法律的に効力をもつ文書です。一方、「遺書」はそういう法的効力は考慮することなく、亡くなる前に自分の気持ちなどを家族・友人に自由に書き記したものです。

Q 2. 「遺言書」を作成する時期は、「今のうち」なんですか？亡くなる直前ではダメでしょうか？

A 2. 亡くなる直前でも構いませんが、できる限り早いうちに、できれば「今のうち」に作成することをお勧めします。なぜならば、自分がいつ亡くなるか誰にも分からないからです。また、遺言書は元気なうちにしか作成できません。つまり、高齢になると認知証になりやすくなります（※）が、認知証になった場合、遺言書を作成するのは困難となるからです。※85歳以上の高齢者の3～4人に一人は認知証と言われ、現在200万人以上の方が認知証と診断されております。

Q 3. 大きな財産がなくても「遺言書」は作成しておくべきでしょうか？

A 3. 「遺言書」を作成しておいた方がいい方は、財産の多寡に関係ありません。もちろん、財産がたくさんある方は、特に作成しておくべきですが、上記のとおり、作成するメリットは誰にでもあるわけです。また、たとえ遺産が少くとも、遺産の中に生活に必要な資金（銀行預金など）がある場合、相続が開始すると、銀行預金口座は凍結され、相続手続を終えるまではこの凍結解除できませんが、遺言書があった場合、凍結解除のための相続手続がスムーズに行えます。

『あなたの不動産を、大切な子供たちにトラブルなく譲るために、あなたの思い通りの遺言書を作ります。』

「遺言書」を作成する前に！！ ・・・遺言書の種類を知っておいて下さい！！

「遺言書」は、法律で定められた方式のとどって作成しなければなりませんが、法律で定められた方式としては、下記のものがあります。（特別の方式としては、他にもありますが、ここでは割愛します。）作成にあたっては、それぞれの遺言書のメリット・デメリットを確認してから作成する必要があります。

1. 自筆証書遺言
2. 秘密証書遺言
3. 公正証書遺言

当事務所では「あんしん」で確かな公正証書遺言の作成をお勧め致します。

以下に、「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」について、メリット・デメリットを挙げさせていただいております。いずれの遺言も長所（メリット）があれば短所（デメリット）がありますが、当事務所では、遺言を残される方の思いを残す方法として、「あんしん」で確かな公正証書遺言の作成をお勧めさせていただいております。

もちろん、自筆証書遺言も遺言書として法律に定められているものであり、作成することを否定するわけではありませんが（遺言書を書かないより書いた方が断然いいとは考えますが）、きちんとした遺言を残したいのであれば公正証書遺言をお勧めしている次第です。

特に、以下の点を重視される方には、作成する遺言としては「公正証書遺言」が最適です。

- ・せっかく書いた遺言書を紛失されたり、相続人に見つけてもらえなかったり、また内容を勝手に書きかえられたり、捨てられたくない方。
- ・自分が亡くなった後、相続手続で、残された家族が大変な思いをするのを極力なくしたい方。

『あなたの不動産を、大切な子供たちにトラブルなく譲るために、あなたの思い通りの遺言書を作ります。』

自筆証書遺言

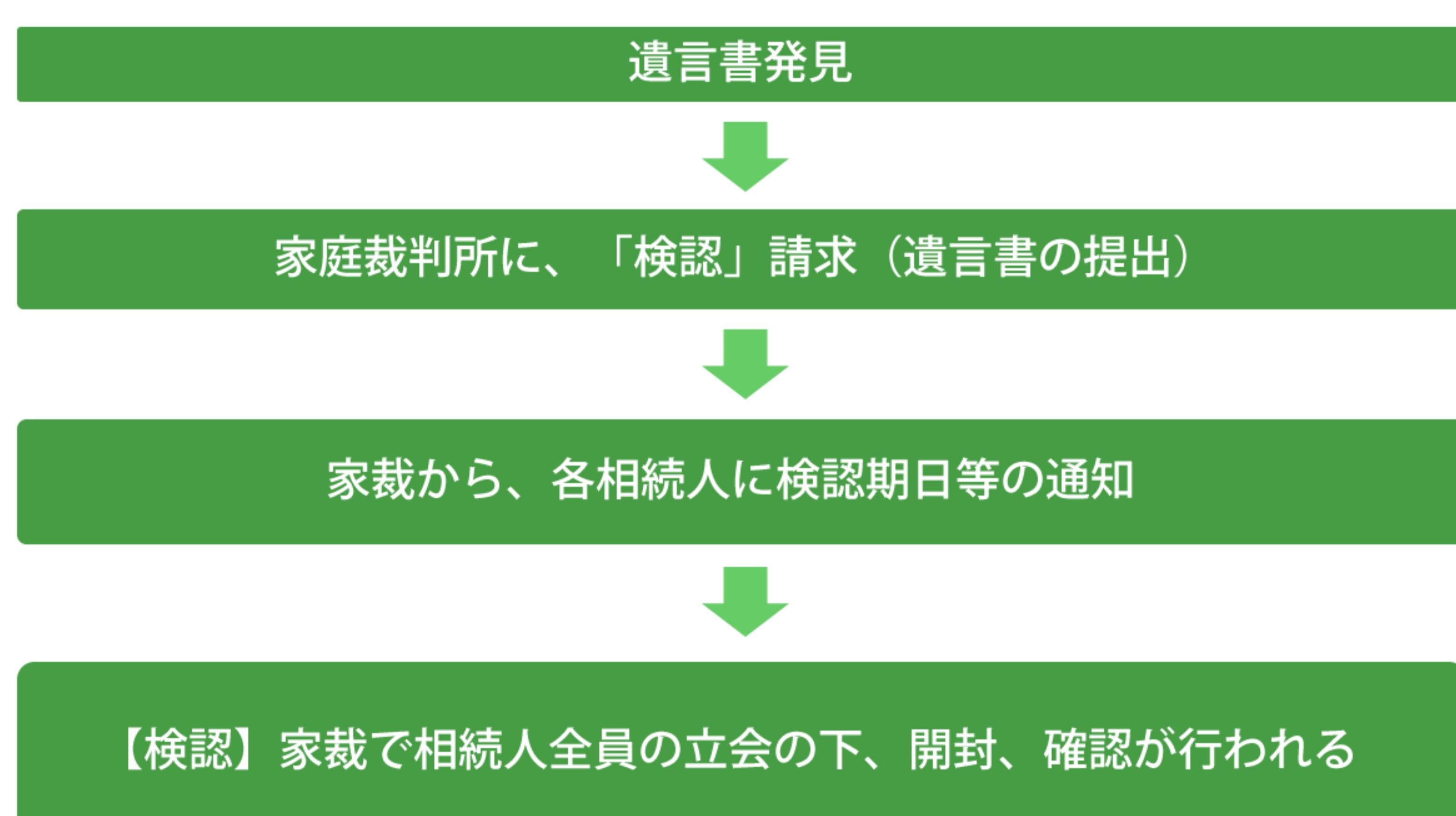
メリット

- ・誰にも内容を知られずに作成できます。
- ・費用がかからずに、いつでも作成・変更できます。

デメリット

- ・様式不備により、法的に無効となる可能性があります。
- ・書かれた内容が第三者の目から見ると不明確で、その内容の解釈が分かれる場合があります。
- ・相続人らに見つけられない可能性や、紛失・破棄・改竄・隠匿される可能性があります。
- ・相続開始後、相続手続をするにあたっては家庭裁判所での「検認手続」（※）が必要となります。

検認手続の流れ



検認って何？

※検認とは、家庭裁判所が遺言書の存在と内容を確認する手続です。これは遺言が執行される前に遺言書の状態を確認し、偽造・変造を防ぐために行われるものです。なお、上記のように一種の証拠保全手続きですので、遺言書の内容の有効性を確認するものではありません。したがって、検認を受けたからその遺言が有効であると診断されたわけではありません。

『あなたの不動産を、大切な子供たちにトラブルなく譲るために、あなたの思い通りの遺言書を作ります。』

公正証書遺言

メリット

- ・公証人が作成するので、遺言内容や様式不備により法的に無効となる恐れがほとんどありません。
- ・原本は公証役場にて保管されるので、紛失・破棄・改竄・隠匿の恐れがありません。
- ・相続手続にあたり、自筆証書遺言のような検認手続が不要のため、手続がスムーズに行えます。

デメリット

- ・公証人・証人に内容を知られます。（但し、作成した公証人や証人になった司法書士等の国家資格者には、職務上の守秘義務があります。）
- ・公証人や証人が関与するので、作成・変更には、自筆証書遺言より時間がかかります。
- ・費用がかかります。

公正証書遺言Q&A

Q1 公正証書遺言はどこで作成しますか。

A1 原則、公証役場にて、証人2人立会の下、公証人が本人に確認をとりながら作成します。ただし、公証役場以外の場所（自宅や病院など）でも、公証人に出張してもらって作成することもできます（出張料が別途かかります）。

Q2 証人は誰でもなれますか。

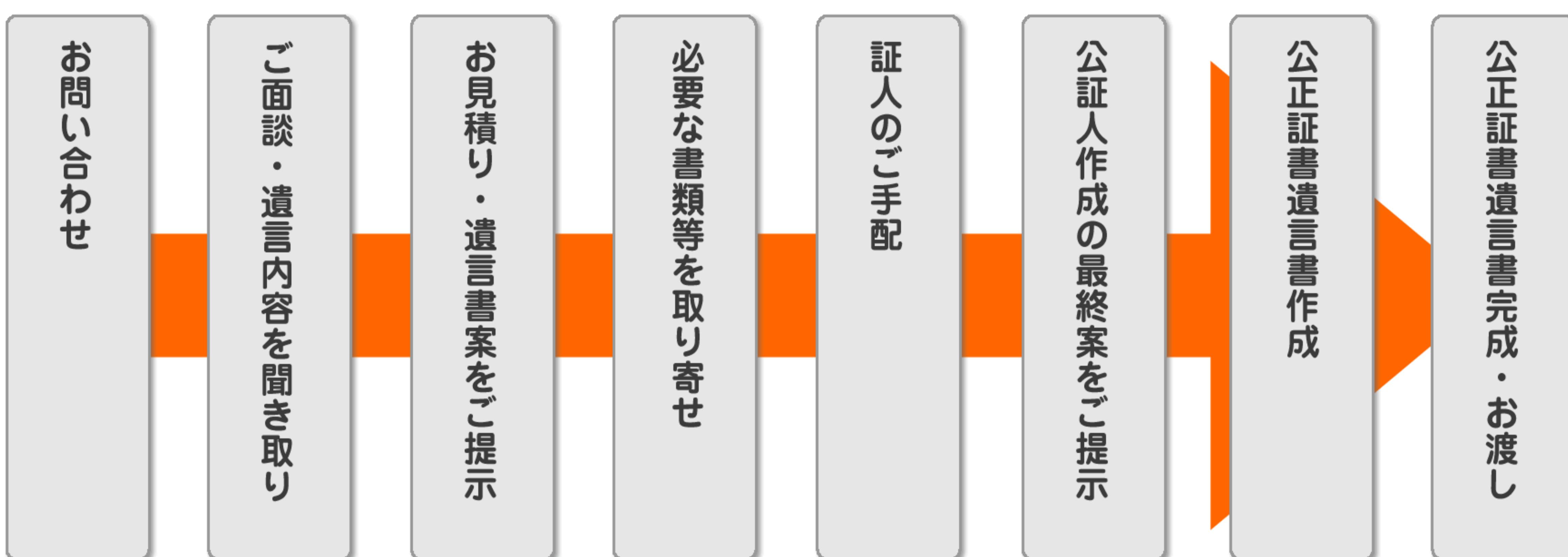
A2 未成年者、相続人や遺言により遺産を譲り受ける人（受遺者）及びこれらの配偶者や直系血族（子供等）は、証人になれます。

Q3 遺言を作成した公証役場が分からなくなつたのですが・・・

A3 現在、公証役場にて保管している遺言に関しては、コンピュータによりデータ管理されておりますので、全国どこの公証役場に行っても遺言の有無の検索や原本に基づく内容の確認ができます。

『あなたの不動産を、大切な子供たちにトラブルなく譲るために、あなたの思い通りの遺言書を作ります。』

公正証書遺言書作成の流れ



1. お問い合わせ

まずは、お気軽に電話・メールでお問い合わせください。遺言専門の司法書士が親身に対応致します。また、詳細はご面談によって伺わせていただきます。ご面談につきましては、夜間や土日祝日でも対応可能です。ご自宅への出張相談も承っております。（ご相談やお見積りは無料です。）

2. ご面談・遺言内容の聞き取り

遺言専門の司法書士が、遺言について一からご説明させていただきます。
また、お客様が残しておきたい遺言の内容を詳細にお伺いさせていただきます。

3. お見積り・遺言書案をご提示

お伺いした内容をもとに、お客様に最適な遺言書案をご提案させていただきます。（遺言書案の修正・変更は、何度でも可能です。）また、同時に遺言に関して様々なアドバイスさせていただきます。
遺言内容が確定しましたら、その内容に基づいて、お見積りさせていただきます。（ちなみに、遺言内容によって、公証人手数料等に変更が生じます。）

4. 必要な書類等を取り寄せ

遺言の作成に必要な書類を取り寄せます。必要な書類のうち、戸籍謄本・登記事項証明書・固定資産評価証明書などは、当事務所にて代行で取り寄せ可能です。

5. 証人のご手配

公正証書遺言には、証人2名の立ち会いが必要です。証人になってもらいたい方がいらっしゃる場合は、その方のご了承を得て、立ち会っていただくことになります。また、適当な証人がいらっしゃらない場合は、当事務所にて証人2名を手配いたします。

【ご注意】未成年者、相続人や遺言により遺産を譲り受けける人（受遺者）及びこれらの配偶者や直系血族は証人にはなれません。つまり、相続人である自分の妻や息子、息子の妻や孫は、証人にはなれません。

『あなたの不動産を、大切な子供たちにトラブルなく譲るために、あなたの思い通りの遺言書を作ります。』

6. 公証人作成の最終案をご提示

司法書士と一緒に作成した遺言書案を、当事務所から公証人に確認していただきます。公正証書遺言の最終案は公証人が公証人自身の言葉で作成するため、作成した遺言書案と表現が異なる可能性がありますが、実質的な内容に変更が生じることはありません。公証人作成の最終案が出来上がった時点で、当事務所から遺言者の方に、その最終案をご提示させていただき、確認して頂きます。公証人との連絡や打合せは、全て当事務所で代行させていただきます。なお、公証役場、公証人は遺言者の方からご指定可能です。

7. 公正証書遺言書作成

遺言書作成のため、遺言者の方、証人2名と公証役場（公証人）に出向きます。当事務所の担当者も同行いたします。なお、出向くことが困難な方には、公証人に特定の場所（例えば、自宅や病院など）まで出張いただくことも可能です。公証役場にて、公証人が遺言者の方に最終の遺言内容の確認を行った上、遺言者・証人が署名・押印を行います。

ちなみに、遺言者の方は実印にて押印する必要がありますが、証人の方はお認印にて押印可能です。

8. 公正証書遺言書完成・お渡し

遺言書の完成です。遺言書原本は、公証役場にて厳重に保管されます。また、公証人から、遺言書の正本・謄本各1通のお渡しがあります。当事務所では、正本は遺言者の方が、謄本は遺言執行者の方がお持ちいただくことをお勧めしております。なお、正本・謄本を紛失しても、公証役場に依頼すれば、再発行可能です。また、どこの公証役場で作成したか分からなくなっても、公証役場のコンピューターにて検索可能です。

当事務所での手続費用例

公証人手数料（※）	72,000円
あんしんパック料金	84,000円
その他実費	4,000円
合計	160,000円

※上記は、あくまで一例です。実際の金額と異なることがあります。

※詳細な料金が知りたい方は、お見積りさせていただいておりますのでお気軽にお問い合わせください。
(お見積りは無料です。)

ご注意下さい

- ⚠️ 公証人手数料は全国一律で、遺産額・遺言内容により、金額が決められています。
- ⚠️ 公正証書遺言書作成あんしんパック料金の詳細については、下記にてご確認ください。
http://www.ace-godo.com/modules/pico/index.php?content_id=5

もう少し、遺言について知りたい方はこちら
http://www.ace-godo.com/modules/pico/index.php?content_id=11

手続費用について、知りたい方はこちら。「公正証書遺言書作成あんしんパック」でのご利用がお勧めです。
http://www.ace-godo.com/modules/pico/index.php?content_id=5

『あなたの不動産を、大切な子供たちにトラブルなく譲るために、あなたの思い通りの遺言書を作ります。』